

団体ゴルファー保険のご案内

今月は神戸医師協同組合の団体ゴルファー保険をご案内いたします。

当保険は毎年7月25日午後4時から翌年同月同日までの1年間を保険期間としてご加入いただいております。既加入の方は特段のお申し出がないかぎり自動継続されます（中途加入も受け付けており、毎月20日までに申し出いただきますと当月25日から補償が開始されます）。

ご契約は、補償内容により「ショート」「ミドル」「ロング」の3タイプの中から選ぶことができます。

団体ならではのメリットとして保険料は団体割引25%が適用され、また「ロング」タイプにセット化されているゴルフ用品一式特約付帯動産総合保険も団体割引5%となります。

また、下掲のような支払い事由が発生した場合にも、請求手続に必要な書類の準備・作成・提出に際し、担当職員が適宜、助言やチェックを行うなどして、円滑に支払いが行われるように配慮しています。

補償内容のあらましは以下の通り。

①第三者に対する賠償責任

国内・国外を問わず、ゴルフの練習、競技、または指導中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負担する

ことによって被った損害に対して、1回の事故について、支払い限度額を限度に損害賠償金をお支払いします。

②ご自身の傷害

国内・国外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技、または指導中にご自身がケガをされた場合に死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。

③ゴルフ用品の損害

国内・国外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ご自身が所有するゴルフ用品が盗難に遭ったりゴルフクラブが破損・曲損したりした損害を、保険金額（ご契約金額）を限度として時価額でお支払いします。

④ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者の方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際

にかかった贈呈用記念品購入費用や祝賀会費用などを保険金額（ご契約金額）の範囲内でお支払いします。

ちなみに、平成22年1月1日時点の加入者は581名、平成21年7月～平成22年7月の1年間では16件の保険金支払いがありました（ホールインワン6件、用品損害10件）

なお、今回の更新にあたり、補償内容の一部改定が行われます。

- ・ウイルス性食中毒の取扱い
 - ・医学的他覚所見による裏付けのない症状の取扱い
 - ・祝賀会としてゴルフ競技を行う場合の開催期限の延長など
- ※詳しい改定内容につきましては担当職員にお尋ねください。

上記の団体ゴルファー保険のほか各種保険に関するお問合せ、ご加入申込みなどのご用命は神戸医師協同組合業務部保険課(078-241-8992)へ(担当/小泉)。

ご契約タイプ	お支払いの限度額（保険金額）				年間保険料
	第三者に対する賠償責任	ご自身の傷害 死亡・後遺障害	ゴルフ用品の損害	ホールインワン・ アルバトロス費用	
ショート	1億円	500万円	30万円	50万円	7,600円
ミドル	2億円	500万円	30万円	100万円	12,420円
ロング	3億円	1,000万円	50万円	100万円	16,750円